

立川市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の公布による。

立川市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の分限に関する条例（平成20年立川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(休職の期間)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年（非常勤の職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあつては、1年。以下同じ。）を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2～5 ……略……</p>	<p>(休職の期間)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年（非常勤の職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあつては、1年。以下同じ。）を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2～5 ……略……</p>

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の立川市一般職の職員の分限に関する条例第3条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。